

議案第2号 埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21) 夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合 一の年度の7月から9月までの期間（<u>当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年度の6月から10月までの期間。</u>以下この号において「取得期間」という。）内において8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数）の範囲内の期間。ただし、任命権者は、公務の運営上特に必要と認めるときは、取得期間を変更することができる。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21) 夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合 一の年度の7月から9月までの期間（以下この号において「取得期間」という。）内において8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数）の範囲内の期間。ただし、任命権者は、公務の運営上特に必要と認めるときは、取得期間を変更することができる。</p>